

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	枚方市 予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和3年8月16日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。中間サーバ、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。 情報照会機能 中間サーバを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバへ連携する。 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ、既存業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の10、93の2の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2） <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同表の16の2、16の3、115の2の項（同命令第12条の2、第12条の2の2、59条の2）
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)
②所属長の役職名	地域健康福祉室(母子保健担当)課長
7. 他の評価実施機関	
無し	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	枚方市に住民登録している予防接種事業の対象となる者
その必要性	市で実施する事業の予防接種情報を適正に管理するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報、4情報、その他住民票関係情報:対象者を正確に特定するため保有 2. 健康・医療関係情報:予防接種歴管理及び接種勧奨のため保有 3. 地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報:接種費用の免除対象者を適正に認定するため保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	接種歴を登録し、未接種者への接種勧奨を実施。接種歴管理により重複接種を防ぐ。	
④使用の主体	使用部署	枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 予防接種の対象者の確認: 医療機関での接種記録について、住民基本台帳システムを基に対象者であることを確認する。 2. 予防接種歴の管理: 健康管理システムに医療機関から提出された予診票のデータを登録し、予防接種歴を管理する。 3. 未接種者への接種勧奨: 健康管理システムを使用して未接種者を抽出し、個別通知により接種勧奨を行う。 4. 接種費用の免除要件の確認: 本人等の申請に基づき、個人住民税の課税情報と生活保護の受給情報により免除要件の有無を確認する。	
情報の突合	1. 本人等からの申請及び医療機関からの住所、氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、対象者の確認をする。 2. 医療機関からの住所、氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、接種歴を入力、管理する。 3. 住民基本台帳システムと突合し、入力した履歴を基に、未接種者を把握、抽出する。 4. 本人等からの申請の申請に基づき、住民基本台帳システムと市民税情報を突合し、実費徴収の有無を決定する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用・保守	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アトラス情報サービス(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種情報: ロタ、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、3種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん予防、高齢者肺炎球菌、新型インフルエンザ
個人特定情報: 個人番号、カナ氏名、生年月日、接種日、接種の可否、医療機関名、ロット番号、接種回数、接種量、性別、ワクチンの種類、請求日、費用徴収の有無、生活保護受給状況、市民税非課税状況

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口においては、本人確認書類の提示をを求める等、省令に定める本人確認措置を厳格に実施することにより、対象者等以外の者から特定個人情報を入手することを防止する。 ・取り決めた書式をもって申請等を受理することにより、予防接種費用の免除申請等の審査事務を処理する上で、必要のない情報の入手を防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、対象者以外の者の情報や、事務を処理する上で必要のない情報が入力されることを防止する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・窓口には衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、不正確な情報が入力されることを防止する。 ・提出を受けた後、システム入力等の処理を終えた申請書等の書類については、施錠可能な所定の保管場所にただちに保管することにより、情報の漏えい、紛失を防止する。 ・システムにパスワード等による認証機能を設定することにより、権限のない職員による情報の取扱いを防止する。 ・システムログを取得する等して情報の取扱状況を記録していることを職員に周知することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑制する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>庁内連携システムや健康管理システムにアクセス制御機能を付加することにより、これらの中で、予防接種費用の免除申請等の審査事務を処理するために必要な情報であって、番号法や番号法条例に定めるもの以外の情報について連携を行うことを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<p>端末にアクセスするためのカード認証とシステムにアクセスするためのID・パスワードによる認証を行っており、業務上必要最低限に限定した特定の職員のみが照会できるようにしている。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを操作したログ(日時・利用者・操作内容等)を取得し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。 ・人事異動や退職、担当替えに伴うアクセス権限の発行、更新、失効を確かかつ適正に行う。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運用中にやむを得ず離席する場合はシステムよりログオフする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後のシュレッダーを徹底する。 ・職員を対象に個人情報保護及び情報セキュリティに関する注意喚起を行い、業務外利用の禁止等に徹底する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先に対して、以下の事項を義務付ける特記仕様書を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><健康管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーは、個人情報委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 <p><中間サーバー運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供意外は受けつけないようにしており、システム上提供外認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーは、個人情報委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 <p><中間サーバー運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供意外は受けつけないようにしており、システム上提供外認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。 			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール、不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないように、ネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピューターウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・DSIには必要に応じてパッチ運用を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を購入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを購入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><保管場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 <p><消去について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 	
<p>8. 監査</p>	
実施の有無	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>
<p>9. 従業員に対する教育・啓発</p>	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務づける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
<p>10. その他のリスク対策</p>	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課
②請求方法	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町二丁目13番13号 枚方市役所 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)
②対応方法	問い合わせの受付時に受け付け票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年7月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に在住する者に対し、予防接種の実施その他必要な措置を講じることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p><事務の概要></p> <p>①予防接種の対象者に予防接種の勧奨 ②委託医療機関で予防接種の実施 ③接種費用免除者以外の被接種者から実費の徴収 ④予防接種履歴の登録 ⑤委託料の支払い ⑥健康被害救済対象者への給付</p> <p><個人番号利用事務></p> <p>個人番号は、予防接種法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務に利用する。(法的根拠)番号法第9条第1項</p> <p>①予防接種周知のための個別通知:住民基本台帳情報により予防接種対象者を抽出、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。</p> <p>②予防接種の履歴の管理:委託医療機関で実施した予防接種記録を予防接種システムに登録し、管理する。</p> <p>③未接種者に対する接種勧奨:接種勧奨を要する予防接種については、予防接種システムより未接種者リストを作成し、接種勧奨の個別通知を実施。</p> <p>④予防接種費用の実費徴収:予防接種費用免除希望者の申請に基づき市民税、生活保護状況を確認し、免除の可否を決定し、無料接種券を発行する。</p>	<p>感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に在住する者に対し、予防接種の実施その他必要な措置を講じることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>【事務の概要】</p> <p>①予防接種の対象者への各種通知 ②予防接種の実施 ③接種費用の徴収 ④予防接種履歴の登録、管理 ⑤医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ⑥健康被害救済対象者への給付</p> <p><個人番号利用事務></p> <p>個人番号は、予防接種法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の周知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に通知し、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。</p> <p>②予防接種履歴の管理:健康管理システムに予防接種の実施記録を登録し、予防接種履歴を管理する。</p> <p>③未接種者に対する接種勧奨:健康管理システムを使用して抽出した未接種者に通知し、予防接種を受けるよう勧奨する。</p> <p>④接種費用の免除:接種費用の免除申請者等の個人住民税の課税状況、生活保護等の受給状況を確認し、免除対象者には無料接種券を発行する。</p>	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<p>1. 履歴管理:接種履歴を登録し接種履歴を管理する</p> <p>2. 対象者抽出:個別通知のため予防接種の対象者を抽出する。また未接種者の抽出により接種勧奨を実施する</p> <p>3. 統計:接種履歴の登録により統計、報告をする</p>	<p>1. 接種履歴管理:予防接種の実施記録を登録し、接種履歴を管理する。</p> <p>2. 個別通知対象者抽出:予防接種の対象者や未接種者を抽出する。</p> <p>3. 統計:接種履歴情報を統計処理し、厚生労働省へ報告する。</p>	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[]宛名システム等	[O]宛名システム等	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[O]宛名システム等	[]宛名システム等	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	<p>1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人について、統一識別番号を付番し、宛名情報を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報を通知する。</p> <p>2. 情報照会機能 中間サーバーを通して他自治体等への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。</p> <p>3. 情報提供機能 他自治体等へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。</p> <p>4. 符号要求機能 情報連携に用いる個人の識別子である符号の取得要求を、既存住基システムまたは住基ゲートウェイに送信する。</p> <p>5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセスを行う。</p>	<p>1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一識別番号を付番する。宛名情報を統一識別番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 中間サーバー、既存業務システム等の要求に基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛名情報を通知する。</p> <p>2. 情報照会機能 中間サーバーを通して他機関への情報照会要求を行い、照会結果を通知する。</p> <p>3. 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対象)を中間サーバーへ連携する。</p> <p>4. 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる符号の取得要求を、既存住基システムや住基ゲートウェイに送信する。</p> <p>5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[O]庁内連携システム	[]庁内連携システム	事後	重要な変更にあたらないため

平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会受領の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。	1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを发出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を发出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。	事後	重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	事後	重要な変更に当たらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事項を定める命令 第10条	・番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事項を定める命令第10条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項(同条例施行規則第7条)	事前	情報連携に係る内容の変更であり、重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目	—	「地方税関係情報」と「生活保護・社会福祉関係情報」を追加	事後	表記の変更であり、重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	2. 健康・医療関係情報: 予防接種履歴管理及び接種動奨のため保有	2. 健康・医療関係情報: 予防接種履歴管理及び接種動奨のため保有 3. 地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 接種費用の免除対象者を適正に認定するため保有	事後	重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	(随所)	接種履歴	接種履歴	事後	重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 使用方法	3. 予防接種未接種者への接種動奨: 健康管理システムで予防接種未接種者を抽出し、個別通知により接種動奨を行う。 4. 接種費用に係る、免除対象の確認: 本人等の申請に基づき、住民基本台帳と市民税情報により免除対象の有無を確認する。	3. 未接種者への接種動奨: 健康管理システムを使用して未接種者を抽出し、個別通知により接種動奨を行う。 4. 接種費用の免除要件の確認: 本人等の申請に基づき、個人住民税の課税情報と生活保護の受給情報により免除要件の有無を確認する。	事後	重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]行っていない	[O]提供を行っている	事後	重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	—	都道府県知事又は他市町村長	事後	重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	—	番号法別表第2の16の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2)	事後	重要な変更にとらならないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	—	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にとらならないため

平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	—	予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ④提供する情報の対象となる本人の数	—	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	—	枚方市に住居登録している法定接種対象者	事後	重要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	—	[O]情報提供ネットワークシステム	事前	重要な変更にとつたらないが、任意に事前に提出
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑦時期・頻度	—	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼の都度	事前	重要な変更にとつたらないが、任意に事前に提出
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。 (※)管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより入退室する者を管理する。	庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。 (※)管理室内への入室権限を持つ者を限定し、ICカードにより入退室する者を管理する。	事後	表記の変更であり、重要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	—	性別、ワクチンの種類、請求日、費用徴収の有無、生活保護受給状況、市民税非課税状況	事後	必要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	III リスク対策 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	・サーバー室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室の持ち込み事を禁止するとともに、スマートフォンについては一切の持込を禁止する。	・サーバー室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室の持ち込み事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) リスクに対する措置の内容	接種費用免除申請手続きについては、保健センター窓口において、健康保険証や運転免許証などで本人であることの確認を厳格に行い、申請者の書類記入時に、対象者の世帯状況を端末で参照することで、必要以外の情報の入手防止に努める。	・窓口においては、本人確認書類の提示を求める等、省令に定める本人確認措置を厳格に実施することにより、対象者等以外の者から特定個人情報を入手することを防止する。 ・取り決めた書式をもって申請等を受理することにより、予防接種費用の免除申請等の審査事務を処理する上で、必要のない情報の入手を防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、対象者以外の者の情報や、事務を処理する上で必要のない情報が入力されることを防止する。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	(入手の際の本人確認の措置)・健康管理システムへの情報登録の際に、提出書類、本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。・個人情報を入力した後は、別の職員が必ず入力内容を照合し、確認を行う。(不適切な入手が行われるリスクに対する措置)・健康管理システムを利用する職員を特定し、ユーザIDとパスワードによる認証を実施する。	・窓口へ衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、不正確な情報が入力されることを防止する。 ・提出を受けた後、システム入力等の処理を終えた申請書等の書類については、施錠可能な所定の保管場所にただちに保管することにより、情報の漏えい、紛失を防止する。 ・システムにパスワード等による認証機能を設定することにより、権限のない職員による情報の取扱いを防止する。 ・システムログを取得する等して情報の取扱状況を記録していることを職員に周知することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑制する。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にとつたらないため
平成29年3月24日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<予防接種システムにおける措置> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・予防接種システムから宛名システムにアクセスする際、予防接種情報以外事務情報にはアクセスできないようアクセス制限を行っている。 <庁内連携システムにおける措置> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務以外からは個人番号にアクセスすることはできない。	庁内連携システムや健康管理システムにアクセス制御機能を付加することにより、これらの中で、予防接種費用の免除申請等の審査事務を処理するために必要な情報であって、番号法や番号法条例に定めるもの以外の情報について連携を行うことを防止する。	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にとつたらないため

平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	—	「人事異動や退職、担当替えに伴うアクセス権限の発行、更新、失効を確実に適正に行う。」を追加	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<p><個人情報保護に関する覚書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複写の禁止、提供資料の返還又は廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定 <p><個人情報に係る管理規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所におけるの遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業におけるの遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定 	<p>委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・委託を受けた全ての業者(再委託を含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室の持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>サーバ設置場所:サーバ設置場所は施錠し、サーバ室への入室は磁気カードで管理し、入室チェックしている。</p> <p>端末設置場所:第三者が使用しないよう使用時その都度パスワード入力、離席時は必ずロックしている。外部持ち出しを防止するため、端末は鍵付きワイヤーで固定している。</p>	<p><保管場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退室はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 <p><消去について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 8. 監査	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査	事後	リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年7月12日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	橋本美弥子	課長 柄川 和宏	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年7月12日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2) 	事後	表記の変更であり、重要な変更にあたらないため

平成29年7月12日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	<p><健康管理システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。</p>	<p><健康管理システムにおける措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。</p>	事後	表記の変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年7月12日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年2月28日	平成29年7月12日	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 板川 和宏	課長	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・同表の16の2の項(同令第12条の2)	【提供】 ・同表の16の2、16の3の項(同令第12条の2、第12条の2の2)	事後	記入もれによるため
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (1) 件	[○] 提供を行っている (2) 件	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	他市町村長、都道府県知事	他市町村長	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	提供先2 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法別表第2の16の3の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2の2) ②提供先における用途 予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 予防接種事業関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する対象となる本人の範囲 枚方市に住民登録している法定接種対象者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼の都度	事後	重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 規定の内容	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける特記仕様書を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	重要な変更にあたらないため

平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務づける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 委託業者に対しては、特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務づける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	事後	重要な変更にとつたらないため
平成31年3月29日	Ⅵ 開示請求、問合せ	枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	重要な変更にとつたらないため
令和3年4月26日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>【個人番号利用事務】</p> <p>個人番号は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の周知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に通知し、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。</p> <p>②予防接種歴の管理:健康管理システムに予防接種の実施記録を登録し、予防接種歴を管理する。</p> <p>③未接種者に対する接種勧奨:健康管理システムを使用して抽出した未接種者に通知し、予防接種を受けるよう勧奨する。</p>	<p>【個人番号利用事務】</p> <p>個人番号は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の周知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に通知し、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を周知する。</p> <p>②予防接種歴の管理:健康管理システムに予防接種の実施記録を登録し、予防接種歴を管理する。</p> <p>③未接種者に対する接種勧奨:健康管理システムを使用して抽出した未接種者に通知し、予防接種を受けるよう勧奨する。</p> <p>④接種費用の免除:接種費用の免除申請者等の個人住民税の課税状況、生活保護等の受給状況を確認し、免除対象者には無料接種券を発行する。</p>	事前	重要な変更にとつたらないが、任意に事前に提出
令和3年4月26日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1の10の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条) 同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条) 同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第1の10、93の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2) 同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条) 同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2) 	事前	個人番号の利用に係る内容の変更であり、重要な変更にとつたらないため
令和3年4月26日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第2の16の2、17、18、19の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2) <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同表の16の2、16の3の項(同命令第12条の2、12条の2の2) 	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2) <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同表の16の2、16の3、115の2の項(同命令第12条の2、12条の2の2、59条の2) 	事前	情報連携に係る内容の変更であり、重要な変更にとつたらないため
令和3年4月26日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	枚方市役所 健康部 保健所保健センター	枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)	事後	重要な変更にとつたらないため
令和3年4月26日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	地域健康福祉室(母子保健担当)課長	事後	重要な変更にとつたらないため
令和3年4月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	枚方市 健康部 保健所 保健センター	枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)	事後	重要な変更にとつたらないため
令和3年4月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	枚方市 健康部 保健所 保健センター	枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)	事後	重要な変更にとつたらないため
令和3年4月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先1①法令上の根拠	番号法別表第2の16の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2)	番号法別表第2の16の2、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、59条の2)	事前	重要な変更にとつたらないが、任意に事前に提出
令和3年4月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先1②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	事前	重要な変更にとつたらないが、任意に事前に提出
令和3年4月26日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<p>予防接種情報: B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、3種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん予防、高齢者肺炎球菌</p> <p>個人特定情報: 個人番号、カナ氏名、生年月日、接種日、接種の可否、医療機関名、ロット番号、接種回数、接種量、性別、ワクチンの種類、請求日、費用徴収の有無、生活保護受給状況、市民税非課税状況</p>	<p>予防接種情報: ロタ、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、3種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん予防、高齢者肺炎球菌、新型インフルエンザ</p> <p>個人特定情報: 個人番号、カナ氏名、生年月日、接種日、接種の可否、医療機関名、ロット番号、接種回数、接種量、性別、ワクチンの種類、請求日、費用徴収の有無、生活保護受給状況、市民税非課税状況</p>	事前	重要な変更にとつたらないが、任意に事前に提出
令和3年4月26日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市紫野本町二丁目13番13号 枚方市役所 健康部 保健所保健センター	郵便番号573-1197 大阪府枚方市紫野本町二丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室(母子保健担当)	事後	重要な変更にとつたらないため

<p>令和3年8月16日</p>	<p>I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容</p>	<p>【事務の概要】 ①予防接種の対象者への各種通知 ②予防接種の実施 ③接種費用の徴収 ④予防接種歴の登録、管理 ⑤医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ⑥健康被害救済対象者への給付</p>	<p>【事務の概要】 ①予防接種の対象者への各種通知 ②予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施 ③接種費用の徴収 ④予防接種歴の登録、管理 ⑤医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ⑥健康被害救済対象者への給付</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため</p>
<p>令和3年8月16日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>・番号法別表第1の10、93の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の6の項(同条例施行規則第7条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2)</p>	<p>・番号法別表第1の10、93の2の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため</p>